

豊岡市立弘道小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

2 校内組織体制

〈いじめ対応チームの構成員〉

いじめ対応チーム

校長 教頭 生活指導担当 各学年部（低・中・高）代表3名 養護教諭
スクールカウンセラー

校内関連委員会組織

生徒指導委員会
児童支援委員会
教育支援委員会
学年部会

保護者・地域・関係機関との連携

P T A 学校運営協議会 区長会
民生児童委員
豊岡察署出石警部派出所
豊岡市支援センター
出石中学校区保育園・幼稚園・各小中学校
但馬教育事務所 豊岡市教育委員会

- ※ 生徒指導委員会・児童支援委員会を毎月1回行い、問題の早期発見に努める。
(校長、教頭、生活指導担当、児童支援担当、養護教諭、不登校担当、該当担任で組織する)
- ※ いじめ対応チームの会議は、学期に必ず1回は行う。
- ※ いじめ問題が発生したときは即座に「いじめ対応チーム」を招集する。
- ※ 保護者・地域・関係機関との連携を密にする。

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

(1) 基本的な考え方

「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、また、分かる授業づくり、特別活動を通して、児童一人一人の自己有用感、自己肯定感じを育むなど「いじめを生まない土壤づくり」に全力で取り組む。

①授業改革（分かる授業）

- ・校内授業研究（P D C A サイクルによる授業評価）・教材、教具の工夫（I T 機器の活用）
- ・新学習システム教員、児童支援教員による複指導体制の充実
- ・子どもが意欲的に取り組む学習評価の工夫

②人権教育

- ・人権教育年間指導計画の立案、実施 ・人権参観日の実施（10月中旬）
- ・人権文化創造活動支援事業（なかよし学級）の充実 ・P T A 人権講演会の実施
- ・福祉体験 ・出石中学校区人権共通教材の授業研究

③道徳教育

- ・兵庫県版副読本、豊岡市地域道徳教材の活用
- ・道徳の授業公開（参観日、オープンスクール）

④体験活動の充実

- ・出石大好きふるさと学習（伝統文化芸術体験）・命の大切さを学ぶ自然学校、環境教育

⑤子どもと向き合う時間の確保

- ・校務・業務の効率化・I C T 化 ・定時退勤日の実施 ・会議の効率化

（2）研修の充実

①いじめについての共通理解

- ・年度当初の職員会議でいじめ対応マニュアルを活用しての校内研修

②教職員の資質向上のための校内研修

- ・夏季休業中に、カウンセリングマインド、ストレスマネジメント等児童理解の手法を学ぶ研修会の実施
- ・O J T （On-the-Job Training）を活用した若手教員の育成

③教員向け情報モラル研修会の実施（8月）

④児童向け情報モラル研修会の実施（6月）

⑤保護者向け情報モラル研修会の実施（7月）

（3）児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

①学級づくり

- ・話し合い活動の充実 ・グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等コミュニケーションスキルを高める活動の導入

②異年齢交流

- ・縦割り班活動（たてわり班集会、縦割り清掃活動、縦割り遊び）
- ・委員会活動 ・クラブ活動

（4）地域や家庭、関係機関との連携

①豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（7月、12月）

②いじめ基本方針のホームページ公開

③オープンスクール、授業参観日（道徳授業、人権授業の公開）学校便り、学級便りの発行 いじめ問題やネットいじめの啓発

④心と心でつながる市民会議の開催

⑤P T A 人権標語募集

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、教職員間で情報を共有するとともに、保護者や地域の方と連携し情報収集に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 教職員全員による日々の児童観察と情報交換
- ② 月1回の児童支援委員会による気になる児童について情報交換、実態把握
⇒いじめ、不登校等の早期発見
- ③ 児童支援委員会を受けて各学年研や職員会議での共通理解
- ④ アセスメントの実施と分析。（年3回 5月、9月、1月）
- ⑤ 生活意識アンケート・いじめの意識調査→教育相談（個別面談）
(5月、9月、2月) *子どもの心を理解する強化月間
- ⑥ S Cの活用（教育相談） 毎月1回
- ⑦ 生活ノート、日記、連絡帳を活用しての情報収集
- ⑧ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用しての点検活動
- ⑨ 「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」を活用し、未然防止、早期発見・早期対応に努める。

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

(1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発防止に向け、日常的に取り組む実践計画を立てて、継続観察・継続指導を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

（別紙）

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

①児童に対して

- ・事実確認とつらい気持ちを共感し、心のケアを図る。
- ・「最後まで守り抜く、秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てるなどを伝える。
- ・自尊感情を高める配慮をする。

②保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちを共感的に受け止め、不安感を取り除く。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

① 児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、いじめをした背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもとの今後のかかわり方について、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

①未然防止のために

- ・情報教育年間指導計画に基づく、情報モラル学習の推進
- ・専門家を招聘しての、情報モラル教室（児童、保護者）
- ・学校便り、学級通信等で啓発

②早期発見・早期対応

- ・専門機関に相談して、書き込みや画像の削除を迅速に行う。
- ・被害児童、保護者への心のケアを行う。
- ・加害児童、学級・学校全体での「ネットいじめ」についての指導を行う。

(7) 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携等（別紙）

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価（別紙）